

表10.連携

	児童相談所	保健所	市役所	養護施設	福祉事務所	保育園	民生委員	学校	保健センター	医療機関	合計
児童相談所	4 15%	2 67%	4 44%	5 100%	2 33%	5 50%	2 100%	2 29%	1 100%	1 100%	28 40%
保健所	6 23%	1 33%	5 55%			2 20%	1 50%			1 100%	15 21%
保健センター	8 31%				1 17%	1 10%					10 14%
養護施設	2 8%		1 11%					2 29%			5 7%
福祉事務所	15 58%			2 40%	1 17%	7 70%	2 100%	1 14%			28 40%
保育所	7 27%		1 11%	1 20%	2 33%	2 20%					13 19%
民生委員	6 23%				2 33%	2 20%	2 100%				12 17%
学校	4 15%			1 20%		4 40%	2 100%	1 14%			12 17%
警察	4 15%			1 20%					1 14%		6 9%
医療機関	5 19%	3 100%	3 33%					1 50%			12 17%
市町村福祉	3 12%		1 11%			1 10%	2 100%				7 10%
精神保健	1 4%										1 1%
障害児施設	1 4%	1 33%									2 3%
その他	3 12%		2 22%		1 17%			2 29%			8 11%
未記入			3 33%		2 33%			1 14%			6 9%

図9. 連携

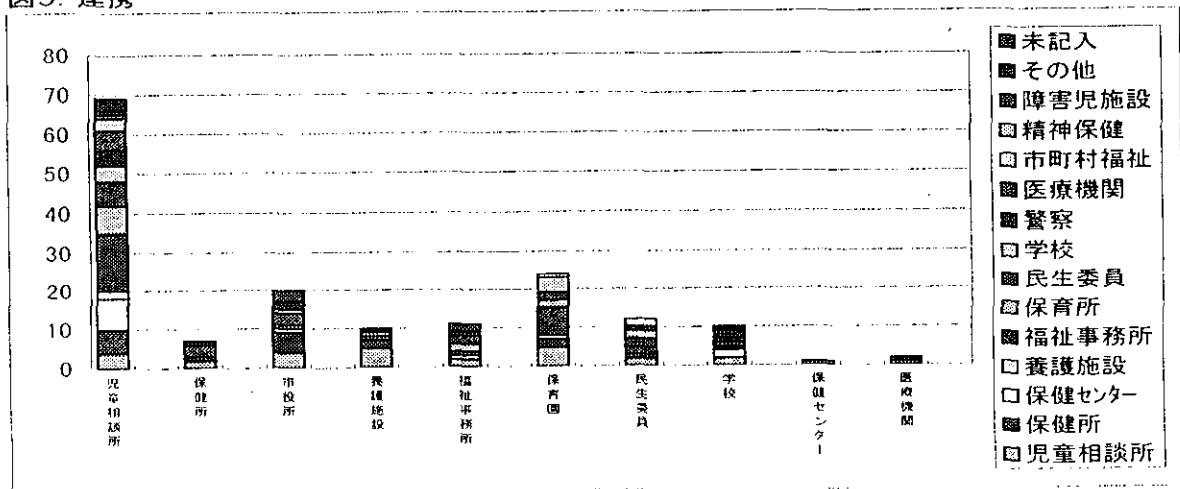
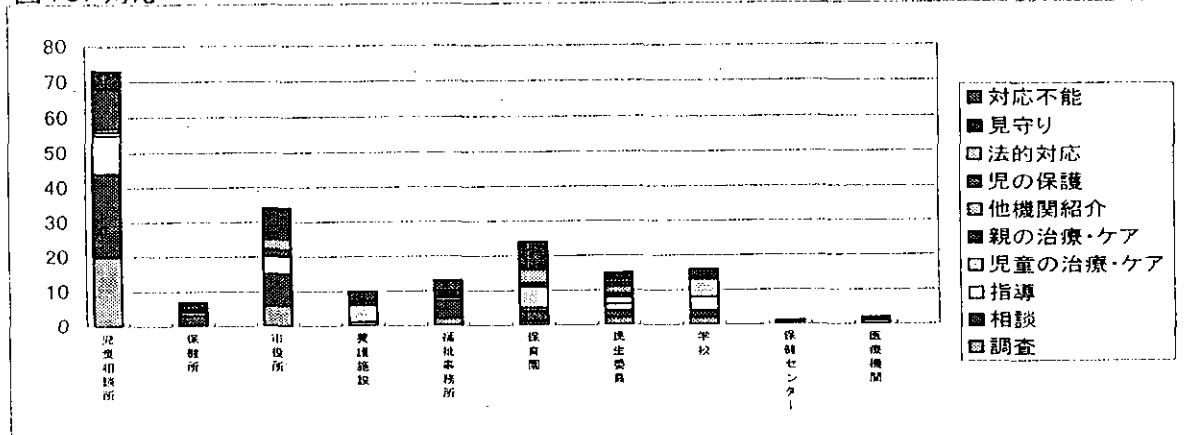


表11. 対応

	児童相談所	保健所	市役所	養護施設	福祉事務所	保育園	民生委員	学校	保健センター	医療機関	合計
調査	20 77%		6 66%		2 33%	1 10%	2 100%	2 29%			33 47%
相談	24 92%	3 100%	9 100%		5 83%	3 30%	2 100%	2 29%			48 69%
指導	11 42%		5 55%	1 20%	1 16%	1 10%	2 100%	4 57%		1 100%	25 36%
児童の治療・ケア	1 4%	1 33%		5 100%		6 60%	2 100%	5 71%			20 29%
親の治療・ケア		1 33%	2 22%	1 20%	1 16%	1 10%	1 50%				7 10%
他機関紹介	1 4%		3 33%			4 40%	2 100%				10 14%
児の保護	11 42%			3 60%	1 16%	1 10%	1 50%			1 100%	18 26%
法的対応								1 50%			1 1%
見守り	5 19%	2 67%	9 100%		3 50%	7 70%	2 100%	3 43%			31 44%
対応不能									1 100%		1 1%

図10. 対応



児童虐待および対策の実態把握に関する研究

総合研究報告書

児童虐待全国実態調査

主任研究者 小林 登 (国立小児病院名誉院長)

**研究要旨：**我が国の児童虐待の発生と対策の実態把握を目的として、福祉、保健、医療、教育、司法、警察、民間の関連領域の協力のもとに、複数地域の関係機関約40種19900機関の悉皆的調査と主な機関27種90000機関の全国調査を統一方法で郵送法にて行い、平成12年度に把握された家庭内虐待とその疑い、並びに類する行為の事例が約14%の重複例を含めて24744例報告された。社会的介入を要する児童虐待の年間発生数は3万5千人、0～17歳1000人中1.54人と推定され、子どもに関わる多くの機関が各機関の機能特性を活かして虐待の発見から処遇、治療・ケアを行なっている実態が明らかになった。虐待を受けた児の6割が乳幼児、8割は治療やケアを要し、1割は両親、6割は実母によるものであるが、全体の7割が虐待者のもとでの在宅養育の継続、2割が施設養育となっており、このわが国の発生実態に対応した虐待防止対策の策定が期待される。

**A. 研究目的**

児童虐待の対応体制の整備に資するため、福祉、保健、医療、教育、警察、司法の関係機関を対象として統一方法で調査を行い、社会的介入が必要な児童虐待の発生と対応の実態を把握することを目的とした。

**B. 研究方法**

1)国内の虐待防止団体を対象としたアンケート調査を行って調査対象地域を選定し、各地域の調査責任者としての参画を依頼した。また、多領域に亘る調査であるため、関係領域の専門家・代表者に推進のための参画を依頼し、研究班を編成し、関係省庁には厚生労働省を通じ、地域の管轄機関には地域責任者より、関係組織には推進委員を通して、調査の趣旨・方法について協議し、調査票を作成し、協力を依頼した。

2)家庭内虐待、その疑い、並びに虐待に類する行為の事例(虐待の定義は児童虐待防止法に準拠)と虐待への取組みについて郵送法で下記の2調査を行なった。

①地域調査：全国11地域(3県、3政令市、2中核市、3市と周辺；人口計1500万、0～17歳271万、日本人口の約12%)を対象として、地域責任者が関係機関を網羅的にリストし、平成12年度前期について平成12年9月に、同年度後期については平成13年7月に約40種類19,900機関に地域責任者および主任研究者より、事例と取り組みについての記載を依頼し、回答は地域責任者の元に回収した。

②全国調査：地域調査結果を基に主な機関を選定し、その全数、約27種類90000機関に平成12年度1年間にについての記載を平成13年8月に主任研究者より依頼し、回答を事務局に回収して地域調査資料と合わせて事務局で解析した。

2)倫理的配慮：被虐待児、家族および対応機関の守秘に留意し、事例の重複照合には集団中の特定が不可能で且つ事例中の特定を可能とする情報を検討し、居住地の3桁郵便番号と生年月と性の3項目を用いた。資料は施錠して管理し、報告は集計結果のみとした。

**C. 研究結果および考察**

1) 回収率：前期と後期の地域調査、全国調査との間で大きな違いは無く、警察は約100%、児童相談所は9割、精神保健福祉センターが8割、保健福祉機関は5割、教育機関4～6割、医療機関2～5割、弁護士1割と機関によって異なっていた。

2) 報告数：事例は全調査合わせて26,556例報告され、期間対象外1812例を除き、合計24,744例の有効事例が報告された。内訳は児童相談所55%、保健機関14%、福祉相談機関7%、学校7%、福祉施設6%、保育所5%、医療機関3%、警察0.7%の順であった。

3) 1機関当たりの平均事例数：児童相談所82.8人、民間援助団体27.8人が多く、次は専門的対応を行なっている保健所、保健センター、福祉事務所、婦人相談所、乳児院、養護施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、児童自立支援施設、

警察、精神保健福祉センターで4.77～1.27人で、保健センター以外は広域対象の機関であった。子どもや家庭に距離的にも社会的にも身近な学校、保育所、医療機関では平均0.17～0.03人で、虐待に遭遇する機会が少ないと示された。

4)重複率と事例数：被虐待児の居住地の3桁郵便番号と出生年月と性による機械的照合は、地域調査資料で確認の結果、正答率71%で誤推定と見逃しが同程度であったので、機械的照合による重複率の推定は可能と考えた。全事例の重複率は13.6%であった。

平成12年度1年間に新たに把握された事例は重複例を含め、虐待16127例(65%)、疑い7962例(32%)、類する行為655例(3%)、計24744例で、類する行為の内訳は親子心中(未遂を含む)68例、嬰児殺15例、ホームレス4例、親の自殺1例、未入籍2例、放置すると虐待に移行の恐れあり565例であった。

5)発生率：未調査機関と未回答機関の事例数および重複率を考慮し、社会的介入を要する児童虐待の年間発生率は0～17歳1000人中1.54人、全国の発生数は3万5千人と推定された。

6)事例概要：被虐待児の56%は乳幼児、即ち、自ら援助を求めることができない年齢児であった。虐待の種類は、少なくとも性的虐待を含む例4%、性的虐待ではなく身体的虐待とネグレクトの両方がなされた例8%、身体的虐待42%、ネグレクト38%、心理的虐待のみ8%で、身体的虐待とネグレクトはほぼ同数であった。児の状態は、特に症状が無い例は21%に過ぎず、79%が重軽傷や発達の遅れ、行動問題、心理的問題を生じ、治療やケアを要する状態であった。虐待者は実両親が11%、実父18%、実母56%で、継父または継母は9%のみ、親以外の者7%であった。きょうだい中で児のみが対象となった例は33%、きょうだいも共に対象となった例は46%で、22%は一人っ子であった。把握の契機は、53%が他機関からの連絡であったが、児からの相談が2%、虐待者からの相談9%、家族からの相談、職員が気付いた例、市民からの通報がそれぞれ12%あった。転帰は6%が不明、0.4%は虐待ではなかった。不明を除くと、施設入所が18%、祖父母などの親類の同居或いは親戚宅や虐待親との別居が8%、里親0.4%で、合計26%は養育環境が改善されていたが、66%は虐待者の元での在宅養育が継続されていた。上記の発生実態に対応できる体制が必要である。

7)発見を担う機関：地域調査では、虐待の発見は、日常的に子ども・家庭と接し一般集団の中から虐待を発見する学校、保育所、幼稚園、保健機

関、民生児童委員で42%を、当事者からの相談や市民から通報されたリスク集団の中から発見する児童相談所、福祉相談機関と民間援助団体で47%が把握されていた。前者は1機関当たりの平均事例数が少なく虐待対応経験が少ないので、早期発見・初期対応のガイドラインによる周知と事例に遭遇した時の助言体制が必要である。相談からはより早期の把握が可能であるので、相談機関の相談事業の充実も望まれる。

8)発見後の対応：発見後は、子どもに関わる多くの機関が機能特性を活かして虐待の確認から処遇、治療・ケアを行なっていた。専門的対応の経験を積んでいる機関が示され、各機関の機能特性を活用したネットワーク構築を推進するための資料が得られた。

9)機関連携：他機関との連携対応は89%にみられ、何れの機関も児童相談所との連携が最も多くも、その他、乳幼児は保育所、保健機関と学齢児以上では学校、民政児童委員との連携が多かった。

児童相談所との連携率は58%で、確信のない場合や軽症の場合の連携率が低かった。この段階の虐待への対応方法は今後の課題である。

10)年間変動：児童相談所事例の増加と機関間の連携率の上昇がみられ、防止法による児童相談所への通告制の普及効果と推察された。

11)地域差：事例内容の地域差に家庭・社会背景の地域差の存在が示唆され、地域の実態に応じた予防・防止対策の必要性が示された。

#### D. 結論

我が国の児童虐待の発生と対策の実態把握を目的として、福祉、保健、医療、教育、司法、警察、民間の関連領域の協力のもとに、複数地域の関係機関約40種19900機関の悉皆的調査と主な機関27種の全数90000機関の全国調査を統一方法で郵送法にて行い、平成12年度に把握された家庭内虐待とその疑い、並びに類する行為の事例が約14%の重複例を含めて24744例報告された。社会的介入を要する児童虐待の年間発生数は3万5千人、0～17歳1000人中1.54人と推定され、子どもに関わる多くの機関が各機関の機能特性を活かして虐待の発見から処遇、治療・ケアを行なっている実態が明らかになった。虐待を受けた児の6割が乳幼児、8割は治療やケアを要し、1割は両親、6割は実母によるものであるが、全体の7割が虐待者のもとでの在宅養育の継続、2割が施設養育となっており、これらの発生実態に対応した虐待防止対策の策定が期待される。